

令和5年5月2日

福島高等学校保護者 様

福島県立福島高等学校長 丹野 純一

新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応について（お知らせ）

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することを受け、福島県教育委員会より、学校における感染症への対応について変更する旨の通知がありました。

つきましては、本校において下記のとおり対応することとしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 出席停止期間の変更

生徒の感染が判明した場合等の出席停止の期間は「『発症した後\*5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』、無症状の感染者については、『検体を採取した日から5日を経過するまで』を基準とする。」に変わりました。

\* 発症した日を0日とする。

#### 2 濃厚接触者の扱い

濃厚接触者としての特定は行われないことから、患者と接触があった場合も感染が確認されていない者は出席停止の対象にはなりません。

#### 3 平時からの感染症対策の継続

- (1) 健康観察、こまめな換気、流水と石鹸でのこまめな手洗い等の感染症対策への御協力を引き続きお願いします。（マスクについては基本的に着用を求めません。）
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、無理をせず、受診のうえ、自宅で休養してください。この場合、感染が確認されなければ欠席となりますが、コロナに感染している疑いがある場合（同居家族が感染し、本人にも症状がある場合）等には、出席停止とする場合もあります。

#### 4 感染状況に応じた対応

- (1) 感染流行時には、マスクの着用を促すことや、「感染リスクが比較的高い活動」等において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、身体的距離を確保する等の対策を講じることもあります。
- (2) 合理的な理由（地域や学校の感染状況や、高齢者、基礎疾患のある方がいる等の家庭の状況等）による感染不安で休ませたい場合には、担任に御相談願います。
- (3) 臨時休業については、学びの保障の観点に留意して、必要な範囲・期間で実施します。

（事務担当 教頭 電話 024-535-2391）